

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 買取価額が決められている非上場株式

Q : 父が勤務している会社は、従業員の持株制度を採用していて、父も株式を所有していました。

先日父が亡くなり、相続税の申告のために株式を評価することになったのですが、従業員持株会規約によると「株式の買取りは券面額による」と定められています。この場合は、券面額を評価額とすればよいのでしょうか。

A : 券面額を評価額とすることはできません。

【解説】

相続税における財産の価額は時価が建前であり、その時価は財産評価基本通達の定めるところに従って評価した価額をいうものとされています。

ご質問のように、従業員持株会規約に基づいて買取価額が定められている場合でも、その買取価額が時価を表しているものとは限りませんから、財産評価基本通達の定めで評価した価額によることになります。

なお、ご質問のケースに類似するものとして、一部の証券会社の店頭等で取引が行われている、いわゆる「地方株」がありますが、この場合も、①不特定多数の当事者間で自由な取引が行われたものでないことから客観的妥当性を欠き、②取引回数、取引数量等が極めて少ないことから安定性に欠け、③制度的に確立した市場取引でないことから株価操作が容易で、恣意性が働くなどの理由から、「取引相場のある株式」としては扱われていません。

